

ESGへの取り組みとして行う 企業の税務情報開示

～各国動向の最新状況と実務のポイント

PwC税理士法人 ESG Taxチーム リーダー パートナー 高野 公人
ディレクター 木野 明日香

ESGにおける税の問題

ESGとは、環境 (Environmental)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の頭文字をとった言葉であり、企業の持続的な成長を可能とするためには、このESGの観点が必要不可欠であるという考え方が急速に広まっている。ESGやこれを内包するサステナビリティの考え方自体は目新しいものではないが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響拡大によって、世界的にも地球規模の環境問題や持続可能な社会のあり方に対する意識が高まり、これらの視点を一層重視する方向に価値観がシフトしてきている。

ESGの3つの分野における課題は多岐に渡り、例えば、「環境」に関しては脱炭素を始めとする気候変動問題や生物多様性の保全、「社会」に関しては人権やダイバーシティ、「ガバナンス」については腐敗防止などがあるが、これらに税がどのように関係してくるのか、具体

的なイメージが湧きにくいところもある。税はもとより、社会基盤を支えるための財源であり、それ自体が持続可能な社会のためにはなくてはならない、いわば血液のようなものである。また、ESGのそれぞれの要素に着目すれば、例えば、環境面では炭素税・カーボンプライシングや環境税とインセンティブ、社会面では所得の再分配機能や社会保険税、ガバナンス面では税務行動指針やステークホルダーに対する税務に関する情報開示といったように、各分野において税の観点での課題がある。

企業の税務においては、公平な課税を実現するためのコンプライアンスの実践や、税務リスクを適切に管理し予期せぬ企業価値の低下を防ぐこと、そして、納税等を通じて地域経済に貢献していくといったことなどが、ESGの観点からの重要なテーマとなると考えられる。

税の透明性を求める声の高まり

(1) 税務情報開示を巡る各国の動向

企業の税務情報を開示する活動は、主として欧州において発達してきている。この背景にあるのは、企業の行き過ぎたタックスプランニングによる租税回避行為を抑止し、フェアな納税負担を訴求するという観点や、サステナブルな

社会の構築のためには企業の活動地域における納税や雇用を通じたコミュニティへの貢献が欠かせないとする考え方である。こうした観点での企業の行動に対する消費者、従業員、投資家といった様々なステークホルダーからの注目が高まり、税務に関する情報を公表していくという行動に繋がっている。このような動きが欧州

において先行したことには様々な要因が考えられるが、多国籍企業の公平な税負担に関する問題意識や、例えば英国において一定規模以上の企業に対し税務戦略の開示を義務化する法令がいち早く導入されたことなども一因と考えられる¹。

米国においては、従来は株主への利益還元の最大化を企業の使命とする価値観を重視する傾向があり、税は企業の利益に対するコストであって削減すべきものと考えられてきたが、ここ最近ではバイデン政権の政策にも見られるように、欧州と同様にフェアな税負担や適切な税務行動を重視するという方向性に転換が図られようとしている予兆が見え始めてきている。

我が国を含むアジアにおいては、まだこの分野での活発な議論は目立っていないものの、昨今のESG・サステナビリティに対する関心の急激な高まりから、アジアにおいても企業に税の透明性を求める方向に自ずと向かう可能性が高まっていると考えられる。

(2) 多様なフレームワークの整備と統合の動き

ESGへの取り組みの成果を測定して評価し、実効性を高めていくという観点から、非財務情

報の開示が重視され、開示の基準や評価・測定的手法に関するガイドラインが様々な機関から公表されているが²、税務情報の開示に関しても同様の動きがある。以下に、近年、税務情報の開示を求めているフレームワークの主だったものについて取り上げる。

①責任投資原則 (Principles for Responsible Investment (PRI))

責任投資原則とは、2005年に当時の国連の事務総長であるコフィ・アナン氏の声掛けによって発足したイニシアチブであり、環境 (Environmental)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の要因を投資の意思決定に組み込むための戦略・慣行として、国際的な機関投資家のグループによって策定されたものである。PRIは、ESGの要因を無視することは投資利益に重大な影響を与えるリスクや機会を無視するものであるとして、利益を追求する投資家であっても本原則による責任投資を追求すべきであると主張している。

責任投資原則は以下の6つの原則で構成されており、本原則に署名した機関はこれらの原則にコミットすることが求められる。2021年8月13日現在で、世界で約4,200社、日本では96社が本原則に署名している³。

1. 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます
2. 私たちは、活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣にESGの課題を組み入れます
3. 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

(出所：責任投資原則 (PRI))

1 オーストラリアでも自主的な税務情報開示に関する規則 (Voluntary Tax Transparency Code) が導入されており、任意適用であるものの豪州企業の税務情報開示を進める一因となっている。

2 こうした様々な開示基準を統一するため、国際会計基準を策定する機関であるIFRS財団が国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) を設置することを表明した。

3 サステナ株式会社ウェブサイト (SUSTAINA) 日本のPRI署名機関一覧

解説

PRIは上記の原則に基づき、税の透明性の観点から、税務に関するポリシー、ガバナンスとリスク管理、パフォーマンス（実効税率やタックスインセンティブの利用、国別情報等）といった事項についての開示のガイダンスを公表し、企業にこれらの開示を促す取り組みを実践している。

②The B Teamによる責任ある税務行動原則

The B Teamはヴァージン・グループの創業者であるリチャード・ブランソン氏とプーマの会長であるヨッヘン・ザイツ氏によって創設

された非営利団体であり、既存のビジネスの枠組みであるプランAに対し、社会、環境、経済の利益の実現を目指す新たなビジネスのあり方（プランB）を模索し拡大していくことを企図している組織である。創設時のメンバーには世界各国のビジネスリーダーや、国連財団総裁兼最高経営責任者、ナイジェリア経済調整相兼財務相も含まれている。

The B Teamからは2018年2月に企業の責任ある税務行動の原則をまとめた「A New Bar for Responsible Tax」が公表されており、これに賛同し、本原則に沿った税務情報開示を行う企業は現在24社となっている⁴。

（図表）The B Teamによってまとめられた責任ある税務行動の原則 （“The Responsible Tax Principles”）

税務管理のアプローチ

1. 説明責任とガバナンス:

税は企業の責任とガバナンスの中核を成し、取締役会によって監督されています。

2. コンプライアンス:

私たちは、事業を展開する国の税法を遵守し、価値を創造している国において適切な時期に適切な額の納税を行います。

3. 事業ストラクチャー:

私たちは商業上の検討事項によって推進され、事業活動と整合しており、かつ真正なる実体を備えた事業ストラクチャーのみを使用します。私たちは税の濫用を追求しません。

他者との関係性

4. 税務当局との関係:

私たちは、お互いに対する尊重、透明性と信頼に基づいて、可能な限り税務当局との協力関係を構築することを目指します。

5. タックスインセンティブの利用:

政府により提供される税制上の優遇措置を利用する場合には、それらの透明性と、法令・規則における枠組みとの整合性を確認するように努めます。

6. 効果的な税制の支援:

私たちは、効果的な税制、法律、行政の発展を支援するために、政府や企業グループ、市民社会との国内および国際的な対話に建設的に取り組みます。

ステークホルダーへの報告

7. 透明性:

私たちは、投資家、政策立案者、従業員、市民社会、一般の人々などを含むステークホルダーに対して、税務へのアプローチと納税に関する情報を定期的に提供します。

（出所：「A New Bar for Responsible Tax」なお、原文は英語で作成されており、上記は筆者による参考日本語訳である。）

③Global Reporting Initiative (GRI) によるGRI 207: TAX 2019

GRIはサステナビリティ報告書のガイドライ

ンの策定機関として国際的に認知されている非営利団体であり、世界的企業の多くがGRIの基準を採用している。2019年12月には、税の透

4 なお、上記の企業数は関係者へのヒアリングにより調査したものである。

明性への要請に対応するため、税に関する新たな基準「GRI 207: Tax 2019」を公表している。本基準は以下の項目で構成され、企業の税務へのアプローチ等に関する開示事項とともに

に、国別の事業活動や法人税の他、各種税目の納税額についての情報開示も求めるものとなっており、2021年1月以降に公表される報告書から適用が開始されている。

(図表) GRI 207: Tax 2019の開示事項 (GRIによる日本語訳)

マネジメント手法の開示事項

207-1 税務へのアプローチ:

- a. 次の事項を含む、税務へのアプローチについての説明
 - i. 組織に税務戦略があるかないか。ある場合、公開していれば、その戦略へのリンク
 - ii. 組織内で税務戦略を正式にレビューおよび承認するガバナンス機関または役員レベルの地位にある者、およびレビューの頻度
 - iii. 法令遵守へのアプローチ
 - iv. 税務へのアプローチが組織のビジネス戦略および持続可能な発展戦略にどのように結び付いているか

207-2 税務ガバナンス, 管理, およびリスクマネジメント:

- a. 次の事項を含む、税務ガバナンスおよび管理フレームワークの説明
 - i. 組織内で税務戦略の遵守に責任を負うガバナンス機関, または役員レベルの地位にある者
 - ii. 税務へのアプローチがどのように組織に組み込まれているか
 - iii. リスクを特定, 管理, 監視する方法を含む, 税務リスクへのアプローチ
 - iv. 税務ガバナンスおよび管理フレームワークの遵守状況をどのように評価しているか
- b. 税務に関連する非倫理的または違法な行動や, 組織の誠実性に関する懸念を通報するためのメカニズムの説明
- c. 税務に関する情報開示を保証するプロセスの説明, および該当する場合, この保証に関する報告, 陳述, または見解への参照

207-3 税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念への対処:

- a. 次の事項を含む、税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよびステークホルダーの懸念に対処するためのアプローチの説明
 - i. 税務当局とのエンゲージメントに対するアプローチ
 - ii. 税務政策（税制）に関する提言活動へのアプローチ
 - iii. ステークホルダー（外部のステークホルダーを含む）の意見や懸念事項を収集・検討するためのプロセス

項目別の開示事項

207-4 国別の報告:

- a. 組織の監査済み連結財務諸表に含まれる, または公式に提出される財務情報に記載されている事業体が, 税務上所在するすべての税務管轄区域
- b. 開示事項207-4-aで報告した税務管轄区域のそれぞれについて
 - i. 所在する事業体の名称
 - ii. 組織の主たる活動
 - iii. 従業員数, およびこの数字の算定基準
 - iv. 外部売上による収益
 - v. 他の税務管轄区域とのグループ内取引による収益
 - vi. 税引前損益
 - vii. 現金または現金同等物を除く有形資産
 - viii. 実際に支払った法人所得税
 - ix. 損益に基づいて発生する法人所得税
 - x. 税引前損益に法定税率が適用される場合に, 損益に基づき発生する法人所得税と実際の納税額に差がある理由
- c. 開示事項207-4で報告する情報の対象期間

(出所: GRI 207:税金2019)

解説

④世界経済フォーラムによるESGメトリクス⁵の統合

世界経済フォーラム（WEF）の分科会である国際ビジネス評議会（IBC）は、120社を超えるグローバル企業によって構成される会議体である。ESGに関する取り組みの重要性が増すにつれて、その取り組みの成果の適切な測定が重要な課題となる中、既存のESGに関する指標、開示・報告のフレームワークを統一化することを目的として、「ステークホルダー資本主義の進捗の測定～持続可能な価値創造のため

の共通の指標と一貫した報告を目指して～」と題する報告書が2020年9月に公表されている。本報告書においては、Principles of Governance（ガバナンスの原則）、Planet（地球）、People（人々）、Prosperity（繁栄）の四つの柱を軸として、21の中核指標と34の拡大指標からなるステークホルダー資本主義に関する指標が示されており、税の透明性に関する指標の一つとして以下が含まれている。現在、本指標に基づく開示を行っている企業は50社以上となっている⁵。

〔図表〕税に関する中核指標と拡大指標

中核指標

納税総額

法人所得税、固定資産税、VATその他の消費税、雇用主が支払う給与税、その他の税金費用を含む、その企業が負担する税の、種類別の全世界納税総額

拡大指標

追加の支払税額

VATや従業員に関する税金など、顧客や従業員等の他の納税者に代わって企業が徴収し納付する税の、種類別の全世界納税総額

主要な地域での国別納税総額

主要な地域について、国ごとに支払われた納税総額と他の納税者に代わって徴収し納付された税の総額

（出所：「Measuring Stakeholder Capitalism: Towards Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation」なお、原文は英語で作成されており、上記は筆者による参考日本語訳である。）

(3) 国別報告書の開示に関するEUの提案

OECD及びG20によるBEPS（税源浸食・利益移転）プロジェクトは、2015年10月に行動計画に係る最終報告書を公表しているが、その行動13においては、国別報告書（CbCR）の作成と税務当局への提出が義務付けられ、適正な課税のための参考情報として各国当局間で情報の交換がなされることになっている。これを踏まえて、欧州委員会では、EUに拠点を置く一定規模以上の企業に対して国別報告に係るデータの公開を求める指令案を策定し、2016年4月に最初の提案がなされている。

本提案は、多国籍企業の過度なタックスプランニングによってEU各国の財政に多額の損失が生じているという問題意識等からなされたものであるが、事業に関するセンシティブな情報が開示される可能性や事務負担の増加、EUに拠点を置く企業を競争上不利にさせる可能性などが懸念であるとして産業界からは反対意見が出されていた。これまでEU加盟各国からの支持が得られず長期に渡っての交渉が続けられてきたが、2021年に入って新たな修正案が提示され、2021年6月には欧州委員会と欧州議会、EU理事会の間で、国別報告書の開示について暫定的な合意に至った。

5 https://www3.weforum.org/docs/WEF_2020_2021_Reports_SCM.pdf

合意された修正案では、業種を問わず、連結売上高が7億5千万ユーロを超える大規模な企業グループで、EU域内を本拠としているか、EU域内に一定規模の子会社や支店がある場合に、事業内容や税務情報についてウェブサイト上での開示を求めている。また、これらの情報はEU加盟国とEUに非協力的であるとされる国・地域について各国・地域ごとに開示される必要がある。開示の義務を負うこととなるのは、EU域内の最終親会社、またはEU域内の子会社・支店である。本修正案では、具体的な開示項目は以下となっている。ただし、EUに非協力的な国・地域等に関するものを除いて、5年間の間は商業上のセンシティブな情報の開示を遅らせることが可能とされている。

- 事業活動の簡潔な説明
- 常勤ベースでの従業員数
- IFRSに基づく収益、IFRSを適用していない場合は調整後純収益（グループ内取引に係る収益を含む）
- 税引前利益又は損失の金額
- 関連国・地域における当期の発生所得税額
- 関連国・地域における当期のキャッシュベースの納付所得税額
- 当期末の利益留保金額

本修正案は2021年9月28日にEU理事会において採択されたが、発効日から18か月以内に各EU加盟国において本指令を国内法に導入することとされており、実際の適用開始は国内法への導入期限からさらに1年後以降に開始す

る会計年度からとなる。なお、合意された修正案では、4年ごとに内容を見直す旨の条項が盛り込まれており、今後さらに見直しができる可能性も考えられる。

(4) ESG評価機関や投資家の動き

ESGは、もともと投資の意思決定においてESGの観点を取り入れることとする、ESG投資という言葉を通じて普及が進んだ。ESG投資ではESGの3つの分野に関する様々な視点から企業を評価し、不適切な企業を投資対象から排除し、またESGスコアの高い好ましい企業を選抜するといった手法等がとられている。

こうしたESG投資家のポートフォリオの評価において、税務に関する透明性の高さを重要な評価項目として組み入れることも始められており、例えば、欧州のある機関投資家は、税の透明性の観点から投資先企業に期待する価値観と行動様式について公表した上で、十分な情報開示がされなかった企業を投資対象から除外したことを公表している。また、ESG評価機関においても、過度なタックスプランニングの懸念の有無という観点で、企業の過去2年間の実効税率や納税額、同業他社の平均値との差異について情報を収集し、ESGメトリクス評価の際に考慮するなど、税の透明性を評価指標の一つとして位置付けるといった動きが見られ、こうしたことから、ESGの観点で税の透明性に注目が集まっていることが見て取れる。

日本企業への影響

(1) 企業に対するステークホルダーの期待

前述のように、企業の税務行動やその開示に関しては様々な指標が設けられているが、EUの国別報告を除いて、これらの指標を利用することが義務とされているわけではない。しかし

ながら、社会において重要な役割を担う一員として、こうした指標を参考にしつつ、望ましい税務行動をとり、それを対外的にも示すことで他社をも啓蒙していくことが今日の企業、特に業界をリードするような大企業には期待されるようになりつつあるといえる。

欧州企業の間では既に一定レベルの税務情報

解説

の開示が進んできており、ウェブサイトや税務情報に特化したTax Contribution Report等の発行を通じて、税務に関する企業の基本方針や行動原則、ガバナンスの体制、事業を行う各地域での活動の詳細や納税状況、タックスヘイブン国に関連会社がある場合にはその理由といったように、様々な情報が開示されている。欧州の国別報告の義務化により、欧州においては義務への対応として一定の開示をせざるを得なくなるのが想定されるが、これにとどまらず、これを機として税務情報の自主的な開示に関する議論や各国における制度導入の議論が加熱することが予想され、世界各国において税務情報の開示を行う企業の増加や、開示の範囲の拡大が今後一層進んでいくものと考えられる。

(2) 日本企業の対応状況と今後の見通し

日本企業においては、2019年の税務コーポレートガバナンスの事務実施要領の改訂もあって、税務方針の開示を行う企業が徐々に増えてきており、主要な国や地域別での納税額等を開示する企業も出始めているが、現在のところ税務情報の開示をしているケースはまだ一部に限られている。もともと、日本企業においては積極的なタックスプランニングを行うという傾向はあまり見られず、また、適切な納税を行うことは当然の義務であるという考え方がベースにあることから、適切に納税していることを殊更に主張するということが違和感があるという声

も聞く。開示をすることで事業上の重要な情報が外部に出てしまうのではないかという懸念もあり、開示が義務化されていない中での積極的な開示には抵抗があるという意見もある。

税務情報の開示は現時点では法令で義務付けられたものではなく、あくまでステークホルダーとのコミュニケーションの一環として自主的に行うものという位置付けである。そのため、どのような形で行うかは企業に任されており、各企業の状況やIRを含めた事業上の戦略、コミュニケーションに関する方針などに応じて、企業にとってベストな方法を検討していく必要がある。本分野は欧州を中心とした海外の多国籍企業が先行しているが、日本企業特有のコミュニケーションのスタイルもあり、必ずしも欧州流のやり方に馴染まない点もあるものと思われる。しかしながら、ESG評価機関や投資家を始めとして、幅広いステークホルダーが世界各国に存在しうることを考慮すれば、開示に消極的であることにより他国の企業と比べて不利な立場となる可能性があり、また、事業上の重要な機会を喪失するようリスクが生じてくることも考えられる。海外企業の税務情報開示の取り組みは今後急速に進むと考えられることから、日本企業としても自社の責任ある税務行動の実施状況や地域経済への貢献について発信する好機ととらえて、積極的に開示についての取り組みの検討を進めていくことが推奨される。

実務対応のポイント

(1) 税務情報開示における検討の視点

企業の税務情報に関心を持つステークホルダーは多様であり、読み手によって主要な関心事や税務情報に対するリテラシーも異なる。税務情報の開示を検討する際には、誰に対して何を伝えようとするのか、その開示の目的を明確

にした上で、その情報を適切かつ効果的に伝えるための開示方法を検討していくことが重要である。また、他社の開示が進んでくると自社も早急に開示をしなければという発想が起こるが、十分な整理や分析がされていない情報の開示は、企業の実態を適切に反映しておらず誤ったメッセージとして受け取られる可能性があ

り、また、内容が難解で読み手に伝わらないとせつかくの開示の効果が半減してしまうこともありうる。税務情報の開示を有益なものとするためには、例えば、以下のような項目について検討し、十分な準備をした上で開示をしていく必要がある。

- 開示の目的と優先事項の特定
- ステークホルダーの関心事の把握
- 効果的な開示項目と開示によるリスク・ベネフィットの比較
- 情報収集と分析の仕組み
- 読み手に分かりやすいアウトプット

(2) 税務情報の収集と分析

開示の準備にあたっては、外部への開示項目や内容を決定する前に、まずは自社の実態を把握して、現状についての理解を深めるプロセスが不可欠である。つまり、ある程度の情報収集が進んだら、その情報を整理して、税務ガバナンスの実施状況や各地の納税状況などが自社の税務方針と整合したものとなっているか、改善すべき点はないか、実効税率の推移等について分析し、現状を包括的に把握する。また、同業他社の納税状況や実効税率等と比較することで、自社の立ち位置を確認し、大きな差異が見られる場合にはその要因を検証する。その段階で、想定通りの分析結果となっていれば、収集した情報をどう表現し説明していくかの検討に進むことができるが、想定外の結果となってしまう場合には、要因の分析や数値の取り方から見直しが必要となる可能性もある。地道なプロセスとなるが、開示の戦略を立てる上では非常に重要な部分であり、この過程で潜在的な税務リスクやガバナンスの不備等を検出する機会ともなりうる。

情報収集のプロセスそのものは、企業の状況

に応じて取り組みやすい方法をとっていくことになるが、グローバルに活動する企業にとっては、税制の異なる各国・地域からの正確な情報を集めることに相当な時間と労力を要することが想定され、課題のあるところである。拠点多い場合には、テクノロジーを活用した情報収集プロセスの自動化や、本取り組み以外の目的で行われる各国からの情報収集、または海外子会社の所在地国での税務情報開示が先行していれば、その情報収集プロセスと統合していくなど、効果的なプロセスが構築できるような工夫が必要となる。

(3) 開示に関するその他のポイント

前述のとおり、税務情報を開示するにあたっては、その情報を開示する結果生じることとなる様々な影響を考慮して、戦略的に開示していくことが重要となる。まずは、実際のデータと整合する形で自社のストーリーを語れるようにしっかりと準備をしておくことが必要となるが、情報の質や信頼性を高めるという観点からは、データの合理性について第三者の確認を受けるといった方法もあり、海外企業ではアシュアランスレポートを報告書に含めるといった形でこれを利用しているケースがある。先行する他社の取り組み状況も参考にしつつ、納得のできる開示を行えるよう各方面からの対策を講じていくことが望まれる。また、実際に開示を行ってからも、その後の社会環境の変化や、開示内容についてのステークホルダーからのフィードバックに応じて適宜開示の在り方を見直していく必要も出てくると考えられる。継続的な取り組みを通じて、ステークホルダーとの信頼関係を構築していくことが今後の企業の税務部門にとって重要な課題になるものと考えられる。